

国立大学法人信州大学と
国立研究開発法人理化学研究所との教育・研究協力に関する協定書

国立大学法人信州大学（以下「甲」という。）と国立研究開発法人理化学研究所（以下「乙」という。）は、甲が設置し、これを運営する大学院総合理工学研究科及び総合医理工学研究科（以下併せて「研究科」という。）における大学院教育を、乙と連携・協力して実施することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、研究科における学生の教育及び研究の一層の充実と当該研究科学生（以下「学生」という。）の資質の向上を図るとともに、甲乙間相互の研究の交流を促進し、もって学術及び科学技術の発展に寄与することを目的とする。

（連携大学院教育）

第2条 甲は、乙と協議の上、研究科における教育研究方法の一つとして、乙の研究環境を活用して大学院教育を行う。本協定書のもと行われる大学院教育とは、研究科及び乙において行われる学生に対する講義、演習および実験実習並びに研究指導等を指す（以下「連携大学院教育」という。）。

（連携教員）

第3条 甲は、乙と協議の上、乙に所属する研究者等を、信州大学における連携大学院教育の実施に関する規程（平成28年6月16日信州大学規程第280号）（以下「実施規程」という。）に定める連携教員とする。連携教員は、甲と乙の協議に基づき、連携大学院教育を行う。

（連携補助教員）

第4条 甲は、前条による連携教員の補助を行う目的で、乙に所属する研究者等を、実施規程に基づき連携補助教員とすることができる。

（委嘱）

第5条 連携教員及び連携補助教員（以下「連携教員等」という。）となる者は、甲の定める信州大学特任教員の委嘱に関する規程（平成17年1月20日信州大学規程第121号）に基づき研究科の特任教員として委嘱する。この場合において、委嘱する特任教員の業務区分は「教育」とする。

（連携教員等の任期）

第6条 連携教員等の任期は、原則として、甲の1事業年度の範囲内で定めるものとする。ただし、甲乙協議の上、その期間を更新し、短縮し、又は延長することができる。

（連携教員等の業務）

第7条 連携教員等は、研究科の学生に対し以下の業務を行う。

（連携教員）

- (1) 学生の教育研究指導に関すること。
- (2) 研究科入学者の選抜及び学生の学位論文審査に関すること。
- (3) 甲と乙が協議の上、修学上特に必要と認めたこと。

（連携補助教員）

- (4) 学生の教育研究指導の補助に関すること。

（副指導教員の職務等）

第8条 甲は、当該研究科において研究指導の認定を受けた教員の中から、少なくとも1名以上の副指導教員を置くものとする。

2 副指導教員は、連携教員と協力して、学生の教育研究指導等に関し、補完的役割を果

たすものとする。また、学生に対する修学上のガイダンス及び学生生活の支援を行うものとする。

(連携教員等の給与・諸経費)

第9条 甲は連携教員等の給与は支給しない。

2 連携教員等が甲において院生の研究指導等を実施するために要する経費については、原則として、甲が負担するものとする。連携教員等が乙の施設において学生の教育研究指導等を行う場合の施設・設備の使用料、光熱水料等の経費については、原則として、乙が負担するものとする。

(学生の資格・身分等)

第10条 学生が乙の施設及び設備を使用し、乙において教育研究指導等を受ける場合の乙における学生の資格、及び身分等は、乙の定めるところによるものとする。

2 連携大学院教育に要する学生の諸経費の負担に関しては、甲乙協議の上決定する。

(安全確保の責務)

第11条 連携教員が乙にて学生の研究指導等を行う場合には、甲は学生に対し、乙における安全を確保するため、関係法令、乙の諸規定及び安全確保を目的とした指導等を遵守するよう指導するものとする。

(学生の修学等)

第12条 学生の修学方法等については、信州大学大学院学則(平成16年信州大学学則第2号)及び各研究科の研究科規程のほか、甲の規則の定めるところによる。

(守秘義務等)

第13条 甲は、学生に対して、乙が定める情報の取扱いに関する諸規定を遵守させ、そのために必要な指導等を行わなければならない。

(学生の保険等)

第14条 甲は、学生が本協定書に係る連携大学院教育を行う場合の災害事故への対応として、学生に対し、学生教育研究災害傷害保険その他、甲が指定する保険等への加入を義務づけるものとする。乙は保険に加入しない学生の乙への立ち入りを禁止することができる。

(事故への対応)

第15条 乙において大学院学生等が関与する事故が生じた場合は、事故発生の状況等について調査の上、乙と甲が協議して対処するものとする。

(研究成果の公表)

第16条 学生が乙において研究指導等を受けて得た研究成果の公表については、原則として乙の規程に従って公表する。ただし、学位論文に関する研究成果の公表については、甲の学位規則の定めるところにより公表する。

(有効期間)

第17条 この協定書の有効期間は、下記の日付から令和8年6月30日までとする。ただし、有効期間の満了の日の30日前までに甲乙いずれからも相手方に対して書面をもって協定の終了又は改訂変更の申出がない場合には、当該有効期間の満了の翌日から起算して、さらに1年の間、同一条件で協定を更新したものとみなし、以後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、その途中において協定を終了する場合は、双方合意の上、協定を終了することができる。

(疑義の解決等)

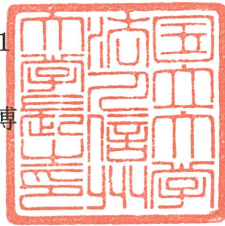
第18条 本協定書に定める事項に疑義が生じた場合、改定の必要が生じた場合又は本協定書に定めるもののほか必要な事項を新たに定める場合は、双方が協議して処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙捺印の上、各自1通を保有する。

令和3年7月1日

甲

長野県松本市旭3-1-1
国立大学法人信州大学
学長 濱田州博



乙

埼玉県和光市広沢2-1
国立研究開発法人理化学研究所
理事 原山優子



